

正倉院宝物の成立前史（前編）

はじめに

正倉院宝物の成立は、聖武太上天皇が天平勝宝八歳（七五六）五月二日に崩御されると、その七七忌にあたる同六月二十一日に、光明皇太后が聖武太上天皇の遺愛の品六百数十点を東大寺大仏（盧舎那仏）に献上したのに始まる。

同日また皇太后は六十種類の薬物を東大寺大仏に献上している。

これらの品々を献上したことを記す文書を、正式には『東大寺献物帳』といい、前者を通称『国家珍宝帳』、後者を『種々薬帳』と呼んでいる。これらの献物帳によって献上された宝物は、正倉院正倉の北倉（校倉造の宝庫）に納められていた。現在は鉄筋鉄骨コンクリート造りの西宝庫に収められている。

『国家珍宝帳』に所載の宝物は、聖武天皇の遺愛の品といわれているが、聖武天皇にとって貴重な宝物を光明皇后が東大寺大



米田雄介（よねだ・ゆうすけ）

1936年（昭和11年）兵庫県生まれ。64年大阪大学文学研究科博士課程。宮内庁書陵部編修課長、正倉院事務所所長を歴任。神戸女子大学名誉教授。古代学協会理事。著書に『郡司の研究』（法政大学出版局）、『古代国家と地方豪族』（教育社）、『歴代天皇の記録』（続群書類従完成会）、『正倉院と日本文化』（吉川弘文館歴史文化ライブラリー）、『正倉院宝物の歴史と保存』（吉川弘文館）、『正倉院宝物と東大寺献物帳』（吉川弘文館）など著書多数

Yusuke Yoneda

米田雄介

仏に献上したのは何故か、またその中には、聖武天皇が皇位に即く前から皇室に伝わっていたものも含まれている。つまり天平時代以前から、さらにいえば、飛鳥・白鳳時代から皇室に伝来の宝物が『国家珍宝帳』に記載されているものが東大寺大仏に献上された。

それはどのようなものか、皇室にとつて、あるいは聖武天皇にとつてどのような意味があるのかを検討する。

かつて私は『正倉院と日本文化』(歴史文化ライブラリー49)において、「正倉院宝物前史」の一節を設け、正倉院宝物の成立以前にどのような問題があるのかについて検討したことがある(1)。しかしその後の研究の進展によって、補足しなければならぬことや、新たに検討しなくてはならない問題もあると思われることから(2)、正倉院宝物の成立前史について、一部、前稿と重複するところもあるが、史料の補充と論旨を明確にするために、改めて考えることにした。なお『国家珍宝帳』の文を引用する場合は原文を取り上げ、次に読み下し文を掲出することにした。

聖武天皇の遺愛の宝物が東大寺の大仏に献上されているが、献上の理由について『国家珍宝帳』には次のように記している(3)。

(原文) 奉為 太上天皇捨国家珍宝等入東大寺願文

皇太后御製

(読み下し) 太上天皇の奉為に国家の珍宝等を捨てて東大寺に入る願文 皇太后御製

と願文冒頭に記した後、

(原文) 奉為先帝陛下、捨国家珍宝、種々翫好及御帶・牙笏・

弓箭・刀劍・兼書法・樂器等、入東大寺、供養廬

舍那仏、及諸仏菩薩、一切賢聖、伏願持茲妙福、

奉翼仙儀、永馭法輪、速到花藏之宝刹。

(読み下し) 先帝陛下の奉為に国家の珍宝、種々翫好及び御帶・

弓箭・刀劍・兼書法・樂器等を捨てて東大寺に入れ、

廬舍那仏、及び諸仏・菩薩、一切の賢聖を供養せん、

伏して願わくは、茲に妙福を持ち、仙儀を翼け奉り、

永く法輪を馭し、速やかに花藏の宝刹に到らんことを。

とを。

と述べ、また『国家珍宝帳』の末尾に再度、光明皇太后は聖武太上天皇の冥福を祈り、

(原文) 先帝翫弄之珍、内司供擬之物、追感疇昔、触目崩摧、

謹以奉獻廬舍那仏、伏願、用此善因、奉資冥助、

早遊十聖、普濟三途、然後、鳴鑾花藏之宮、住蹕

涅槃之岸。

(読み下し) 先帝翫弄の珍、内司供擬の物、疇昔を追感し、目

に触れると崩摧する。謹んでもつて廬舍那仏に奉

獻す、伏して願わくは、此の善因を用い、冥助を

資し奉り、速やかに十聖に遊び、普く三途を濟り、

しかる後に鑾を花藏の宮に鳴らし、涅槃の岸に住

み蹕まじまらん。

と記している。このことの意味を考えるが、先にも指摘したように、本稿では二つの問題を取り上げることにした。

一つは、『国家珍宝帳』にみえるように、なぜ光明皇太后はこれらの宝物を東大寺に献上したのか、その前史とはいかなるものかを考えること。

もう一つは、『国家珍宝帳』に記されているが、聖武天皇の即位以前から皇室に伝わっていた宝物があるといわれている。具体的にはそれは何か、どのような意味があるかを明らかにすることである。

第一章 皇室からの宝物献上

第一節 聖武天皇の即位前に皇室から寺院に施入の宝物

皇室から諸寺に様々な宝物が献上されているが、その例を、聖武天皇が即位した時代を境に、それ以前について『日本書紀』『続日本紀』を基に整理すると、次の五例を挙げることができ(4)。六国史の史料は読み下しのみとする。

①『日本書紀』天智天皇十年(六七二)十月是月条によると、次のように記している。

天皇、使いを遣わして袈裟けさ、金鉢きんぱち、象牙ぞうげ、沈水香じんすいこう、梅檀香せんだんこう及び諸の珍財を法興寺の仏に奉らしめたまふ。

②『日本書紀』天武天皇十四年(六八五)五月庚戌(五日)条、

天皇、飛鳥寺に幸して、珍宝を以て仏に奉りて、礼敬らいけいひたまふ。

③『日本書紀』朱鳥元年(六八六)六月甲申(十六日)条、

伊勢王及び官人等を飛鳥寺に遣して、衆僧に勅して曰はく、「近者、朕が身み不和ふむ。願はくは、三宝の威に頼りて、身体安和やすわなること得むとす。是を以て、僧正・僧都及び衆僧、誓ひ願ふべし」とのたまふ。則ち珍宝を三宝に奉る。是の日に、三綱・律師、及び四寺の和上・知事、并て現師位あわせいまのしに有る僧等に、御衣・御被各一具を施おくりたまふ。

④『続日本紀』養老六年(七二二)十一月丙戌(十九日)条、

詔して曰く、(中略)太上天皇の奉為に敬ひて、華嚴經八十卷、大集經六十卷、涅槃經四十卷、大菩薩藏經二十卷、觀世音經二百卷を写し、灌頂の幡ぼん八首、道場の幡一千首、牙げを着くる漆の几つくえ三十六、銅の匱かままりの器百六十八、柳箱八十二を造り、即ち十二月七日より、京并せて畿内の諸寺に於いて、便すまわち僧尼二千六百三十八を屈請くつしょうして、齋供を設けむ、とのたまふ。



正倉院宝物『天平勝宝八歳六月二十一日献物帳 種々葉帳』北倉158 末尾

⑤『続日本紀』養老六年(七二二)十二月庚戌(十三日)条、

勅して浄御原宮に御宇天皇の奉為に、弥勒像を造らしむ。藤原宮に御宇しし上天皇には釈迦像。その本願の縁起は写すに金泥を以てし、仏殿に安置す。

まず①であるが、天智天皇十年(六七二)九月に天皇は不予となり、翌月庚辰(十七日)に

天皇、疾病弥留し、勅して東宮を喚して、臥内に引入れて、詔して曰はく、朕、疾甚し、後事を以て汝に属くと云々。

とある。

後事を託すとは、皇位を皇太弟(大海人皇子)に委ねることであるが、皇太弟は兄天智天皇の別の意図を察し、天皇のために出家して、病氣平癒を祈るとい、天皇の申し出を辞退し、実際に髪を降ろして吉野山に入られた。この後に壬申の乱がおこるが、その経緯について今は省略する。天皇は皇太弟の辞退の後、史料①に記すように、法興寺(飛鳥寺)に珍財を奉献したのである。これから分かるように、天智天皇が法興寺に珍財を奉献した目的は、自らの病氣平癒を願ったものであった。

史料②は天武天皇が飛鳥寺(法興寺)に行幸して珍宝を仏に奉り、礼い敬したとある。『日本書紀』によると、天武天皇十四年(六八五)に、天皇が飛鳥寺に行幸した頃から、しばしば不予が報じられている。飛鳥寺に行幸の三ヶ月後の八月乙酉(十二

日)に浄土寺に行幸、翌日の丙戌(十三日)には川原寺に幸し、衆僧に稻を施したとあり、さらに九月丁卯(二十四日)条には、

天皇の体不予したまふが為に、三日、経を大官大寺、川原寺、飛鳥寺に誦ましむ。因りて稻を以て三の寺に納めたまふ。各差有り。

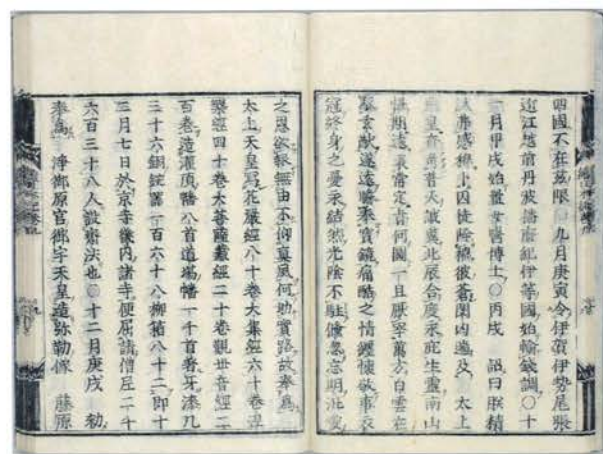
とある。また同年十月庚辰(八日)に百済の僧法藏・優婆塞益田直金鍾を美濃に遣わして白朮を煎じさせた。

翌十一月丙寅(二十四日)に、法藏法師・金鐘は白朮を煎じたものを天皇の病氣平癒のために献上する一方、天皇の魂が肉体から遊離しないようにするための儀式、後の鎮魂祭にあたる儀式を行っている。

その後も、朱鳥元年(六八六)正月庚戌(九日)条に、

三綱・律師及び大官大寺の知事、佐官、并て九の僧を請せて、俗の供養を以て養れき。仍、緇・綿・布を施すこと、各差有り。

とあり、同年五月癸亥(二十四日)条には



『続日本紀』 卷第九 (国文学研究資料館所蔵 鶴飼文庫：新日本古典籍データベースより転載)

天皇、始めて体不安れたまふ、因りて、川原寺にして、薬師経を説かしむ。

とみえる。

例えば史料③でも指摘しておいたが、皇室から寺院に様々な時期に、様々な契機によって、宝物を献納している。

しかしこのような投薬や祈願の効果もなく、天武天皇は翌朱鳥元年(六八六)九月丙午(九日)に崩御した。

これらの経緯を考えると、天武天皇十四年(六八五)五月庚戌(五日)に珍宝を奉献したのは、天皇自身が珍宝を奉献することで、自身の病氣平癒を祈ったもの、現世利益のために行われたものであることが確認できるであろう。

さらに史料④についてみよう。養老六年(七二二)十一月十九日に、太上天皇の奉為に華嚴経八十巻を始め、大集経六十巻などの写経を行わせたが、さらに灌頂幡や道場幡、また象牙の飾りのついた几、その他を大量に作らせ、同年十二月七日に、京畿内の諸寺に二六三八人の僧侶を屈請して齋供を設けるように命じている。

尚、ここにみえた太上天皇は前年養老五年(七二二)十二月七日に崩御した元明天皇であるから、史料④は元明天皇の一周忌にあたり、時の天皇は元明天皇の娘である元正天皇である。元正天皇は母の天皇の菩提を弔い極楽往生を願うために写経し幡を作り、諸寺に分納するように命じたことが分かる。

元明天皇の一周忌の法要が法隆寺や大安寺においても行われたことは、次に取り上げる同寺関係の史料から確認できるが、法隆寺や大安寺以外の諸寺に於いても皇室から様々なものが献納になっている。例えば若干問題があるかもわからないが、史料⑤について検討しておきたい。

史料⑤は天武・持統両天皇のために、弥勒像と釈迦像をそれぞれ作らせて仏殿に安置したという。この仏殿について、薬師寺を指すとの説に対し、薬師寺縁起にそのように考えるべき痕跡はないことから、宮中の仏殿ではないかといわれている(5)。しかしこの説もそれほど説得力もない。ただ注目したのは、史料⑤の記事の少しまえの養老六年(七二二)七月己卯(十日)条で、僧綱に対し、薬師寺に常住するように命じている。天武・持統天皇は薬師寺の造顕を行われたことから、薬師寺の役割が改めて評価されるに当たり、皇孫女の元正天皇は弥勒像と釈迦像を造らせ、仏殿(薬師寺)に安置したのではなからうか。

次に節を改めて、法隆寺と大安寺の史料を基に、皇室と各寺との関係について検討することにしよう。

第二節 皇室から法隆寺に献納の珍財——天平元年以前の例——

天平十九年(七四七)の『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』(『法隆寺資財帳』と略す)には皇室から様々な仏具関係品などが献納されているが、ここでは天平元年(七二九)以前、いわゆる

飛鳥・白鳳時代に皇室から法隆寺に仏具などが施入されたと記されているものを取り上げる(6)。少し煩雑になるが、関係資料を抜き書きして、それらを年代順に配列してみよう。なお法隆寺関係史料には「法―①」「法―②」の記号を付すことにした。

法―① 金泥銅葉師像壺具

右奉為池辺大宮御宇 天皇、小治田大宮御宇
天皇、并東宮上宮聖德法王、丁卯年敬造請坐者、

法―② 金泥銅積迦像壺具

右奉為上宮聖德法王、癸未年三月、王后敬造而請坐者、

法―③ 合通分繡帳式張(中略)

右納賜淨御原宮御宇 天皇者、

法―④―1 黄帳壺帳(中略)

緑帳壺帳(中略)

□□(中略)

右癸巳年十月廿六日仁王会、納賜飛鳥宮御宇 天皇者

法―④―2 合蓋壺拾壺具

仏分肆具(中略)

法分漆具

壺具

右癸巳十月廿六日仁王会、納賜飛鳥宮御宇 天皇者

法―④―3 経臺壺足

右癸巳年十月廿六日飛鳥宮御宇 天皇為仁王
会納賜者

法―⑤ 金光明経壺部八卷

右甲午年、飛鳥淨御原宮御宇 天皇請坐者

法―⑥ 心経漆百五拾卷

右平城宮御宇 天皇請坐者

法―⑦―1 合雜経式任壺百五拾式卷(中略)

金剛般若経壺百卷

右養老六年歲次壬戌十二月四日、平城宮御宇

天皇請坐者

法―⑦―2 合法分灌頂幡壺拾肆具(中略)

秘錦灌頂壺具

右養老六年歲次壬戌十二月四日、納賜平城宮

御宇 天皇者

法―⑦―3 合供養具式拾肆口

仏分白銅供養具壺拾式口(中略)

聖僧分白銅供養具壺拾式口(中略)

右養老六年歲次壬戌十二月四日、納賜平城宮

御宇 天皇者

法―⑦―4 緋綱肆条 壺百首

右養老六年歲次壬戌十二月四日、納賜平城宮

御宇 天皇者

法―⑦―5 合練絶帳捌張

仏分肆張(中略)

右養老六年歲次壬戌十二月四日、納賜平城宮

以上『法隆寺資財帳』によって、皇室から法隆寺に様々の仏具等が施入された事例を、天平元年以前に限って取り上げてきた。年次ごとに集約すると、次のように整理できる。

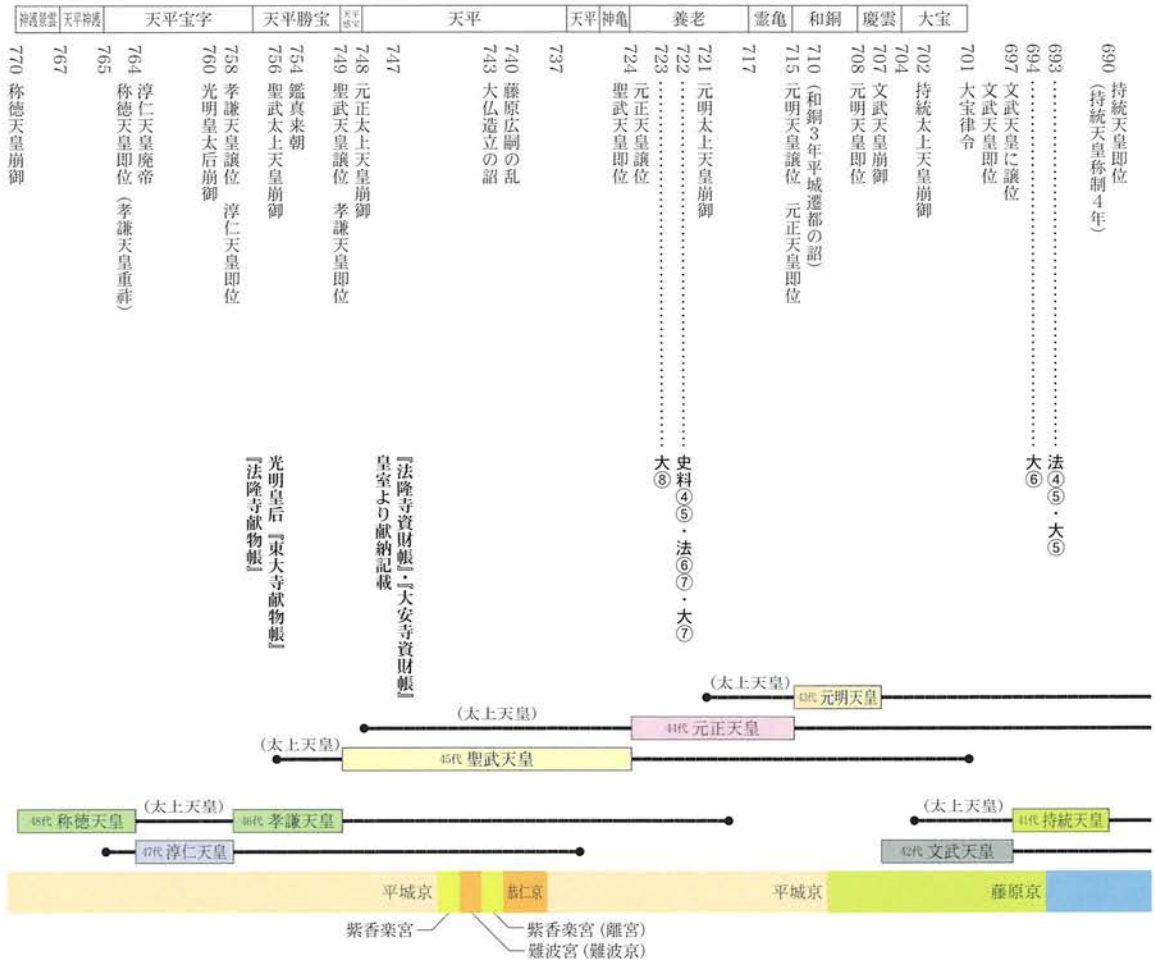
- ①丁卯年 ②癸未年 ③浄御原宮御宇天皇の時代
- 1〜3 癸巳年 ⑤甲午年 ⑥平城宮御宇天皇の時代
- ⑦1〜9養老六年

法―①の丁卯年は、池辺大宮天皇の奉為に小治田大宮御宇天皇や聖徳法王が金泥銅薬師像を造った。池辺大宮天皇は用明天皇、小治田大宮御宇天皇は推古天皇で、聖徳法王は聖徳太子であるから、丁卯年は推古天皇十五年(六〇七)となる。

法―②は聖徳太子が薨去すると太子の奉為に太子の夫人たちが金泥銅釈迦像を造り、供養のため癸未三月に安置したことになる。聖徳太子が亡くなったのは推古天皇三十年(六二二)であるから、癸未三月は薨去の翌年、つまり推古天皇三十一年(六二二)三月にあたる。

法―③は具体的な年次を記していないが、浄御原宮御宇天皇とあるから、文武天皇が皇位に即いた六七二年から崩御した六八六年の間のことと考えられる。

法―④1〜3の癸巳年はその年十月二十六日に行われた仁王会のために、飛鳥宮御宇天皇から帳・蓋・経臺が施入されている。持統天皇七年(六九三)のことである。『日本書紀』の持統



天皇七年十月己卯(二十三日)条によると、

始めて仁王経を百国くくにに講とかしむ。四日ありて畢おわりぬ。

とある。

飛鳥宮御宇天皇とあると、天武天皇と見間違えることがあるかも知れない。しかし癸巳年が持統天皇七年(六九三)で、すでに天武天皇は崩御しているので、飛鳥宮御宇天皇が天武天皇ではあり得ない。したがって、この天皇は持統天皇を指すと考えざるを得ない。次の法一⑤でもう少し丁寧ていねいに述べよう。

法一⑤の甲午年は持統天皇八年(六九四)にあたる。ここでも飛鳥浄御原宮天皇とあって、天武天皇を指すように思われそうであるが、法一④の癸巳年の飛鳥宮御宇天皇と同じく、持統天皇を指す。

持統天皇が藤原宮に遷都するために、藤原の地を視察したのは持統天皇四年(六九〇)で、実際に遷都したのは持統天皇八年(六九四)十二月乙卯(六日)である。是より以降、持統天皇は藤原宮御宇天皇と称されるが、天武天皇が崩御した後も、持統天皇は飛鳥浄御原宮にいたので、飛鳥浄御原宮御宇天皇と記していたのである。したがって天武天皇崩御後で飛鳥浄御原宮御宇天皇といわれた場合は、持統天皇を指すことになる。

法一⑥は心経七五〇巻を納めた天皇を平城宮御宇天皇とするが、平城宮天皇といえ、藤原京から平城京に遷都した元明天

皇、在位中、終始、平城京にいた元正天皇、次いで平城京から恭仁京・紫香楽宮に遷御し、平城京に還御した聖武天皇のいづれかの天皇である。

ところで次節にも取り上げるが、『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』に

秘錦大灌頂一具

右平城宮御宇 天皇以養老六年歲次壬戌十二月七日納賜者

とあることから、養老六年(七二二)の平城宮御宇天皇は元正天皇である。

法一⑦—⑨の養老六年(七二二)十二月四日に金剛般若経や秘錦灌頂具等を納めた平城宮御宇天皇は⑥と同じく元正天皇を指す。『続日本紀』養老六年十一月丙戌(七日)条を前節の史料⑤で取り上げたように、その日は元明天皇の一周忌の法要が行われるので、経や灌頂幡などを作り、十二月七日より京并畿内の諸寺で僧侶二六三八人を招じて齋供を設けると定めた。その三日前の十二月四日に元正天皇は経巻などを法隆寺に施入したのである。

第三節 皇室から大安寺に献納の珍財—天平時代以前の例—

天平十九年(七四七)の『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』(『大安

寺資財帳』と略す)に基づいて、皇室から大安寺に仏具等を献納した事例を整理しよう(7)。すなわち飛鳥・白鳳時代に皇室から大安寺に仏具などが施入されている事例を第二節の『法隆寺資財帳』の例に倣って整理する。ここでも関係資料を正しく理解するため煩雑になるのを承知の上で、関係資料を年次順に列記することにした。なお大安寺関係史料には「大―①」「大―②」の記号を付すことにした。

大―① 合灌頂幡壹拾貳具

組大灌頂一具

右前岡本宮御宇 天皇以庚子年納賜者

大―② 合繡仏像參帳(中略)

一帳像具脇侍菩薩八部等卅六像

右袁智 天皇坐難波宮而、庚戌年冬十月始、

辛亥年春三月造畢、即請者

大―③―1 合仏像玖具(中略)

右淡海大津宮御宇 天皇奉造而請坐者

大―③―2 合菩薩八帳并画像

即四天王像四軀在仏殿

右淡海大津宮御宇 天皇奉造而請坐者

大―④ 繡薩像一帳

右以丙戌年七月、奉為淨御原御宇 天皇、皇

后并皇太子奉造請坐者

大―⑤ 合灌頂幡壹拾貳具

(中略)

繡大灌頂一具

右飛鳥宮御宇 天皇以癸巳年十月廿六日、為

仁王会納賜者

大―⑥―1 合部足經一百十五部(中略)

金光明經一部八卷

右飛鳥淨御原宮御宇 天皇以甲午年請坐者

大―⑥―2 合雜經五百七十二卷(中略)

金剛般若經一百卷

右飛鳥淨御原宮御宇 天皇以甲午年請坐者

大―⑦―1 合灌頂幡壹拾貳具

(中略)

秘錦大灌頂一具

右平城宮御宇 天皇以養老六年歲次壬戌十二

月七日納賜者

大―⑦―2 合供養具貳拾口

仏供養具十口(中略)

聖僧供養具十口(中略)

右平城宮御宇 天皇以養老六年歲次壬戌十二

月七日納賜者

大―⑧ 合一切經千五百九十七卷(中略)

右平城宮御宇 天皇以養老七年歲次癸亥三月

廿九日請坐者

以上、『大安寺資財帳』を基に、皇室から大安寺に様々な仏具等が施入された事例を、天平時代以前に限って取り上げてきた。

ここでも以上の史料を順次整理すると次の通りである。

- ①前岡本宮天皇庚子年、②袁智天皇庚戌年、辛亥年、③—1、
④淡海大津宮御宇天皇、④浄御原宮御宇天皇の丙戌年、
⑤飛鳥宮御宇天皇の癸巳年、⑥—1、⑦—2 飛鳥宮御宇天皇の
甲午年、⑦—1、⑧—2 平城宮御宇天皇の養老六年、⑧平城宮
御宇天皇の養老七年

まず大—①の前岡本宮御宇天皇は舒明天皇のこと、その庚子年は舒明天皇十二年(六四〇)のことである。この年五月に惠隱法師に無量寿経を説かしたことが注目されるが、組大灌頂一具の奉献との関連は明らかでない。但し翌年十月丁酉(九日)に天皇は崩御しているから、健康上の問題があつたのであろう。

つぎの大—②は袁智天皇が難波宮で、繡仏に具す脇侍菩薩八部等三十六像を庚戌年(白雉元年(六五〇))十月から作り始め、辛亥年(白雉二年)三月に造り終えたので、それを大安寺に献上した。袁智天皇とは越智天皇、つまり斉明天皇を指す。

大—③—1、②は淡海大津宮御宇天皇が造られた仏像九具と四天王像四軀を施入された。淡海大津宮御宇天皇は天智天皇である。

大—④は朱鳥元年(六八六)七月に、浄御原宮御宇天皇のため、皇后や皇太子が繡菩薩像一帳を造り奉献した。浄御原宮御宇天皇とは天武天皇、皇后は鸕野讃良媛命、皇太子は草壁皇子

である。

是より二カ月前の五月癸丑(十七日)に、

勅して、大官大寺に七百戸を封して、税三十万束を納む。

とある。この記事については、岩波本『日本書紀』は注釈の中で、

大安寺資財帳には、「合論定出挙本稻三十万束」(在遠江・

駿河・伊豆・甲斐・相模・常陸)

と指摘し、

税は出挙稲で、諸国正税中三十万束を年々大官大寺の稲として農民に出挙し、その利稲を寺の収益とするもの、

と記している(8)。繡菩薩像の奉献と出挙等の直接的関係を示していないが、内容から判断すると、恐らく両者は関係があると思われる。

大—⑤は飛鳥宮御宇天皇が癸巳年(持統七年(六九三))十月二十六日に仁王会のために灌頂幡を納めている。『日本書紀』持統七年十月己卯(二十三日)条によると、この日より始めて仁王経を百国に講かしむ。四日ありて畢りぬ、と記しており、まさに結縁の日に繡大灌頂を納めていることも分かる。『法隆寺資財帳』の法—④にも、同日の仁王会に黄・緑の帳や蓋が皇室から納められていると紹介したがまさに符合する。

大—⑥—1、②は金光明経一部八巻と金剛般若経百巻を飛鳥浄御原宮御宇天皇が甲午年(持統八年(六九四))奉献している。

飛鳥浄御原宮御宇天皇といえ、天武天皇となるが、天武天皇は八年も前に崩御しているから、持統天皇の八年の飛鳥浄御原宮天皇の文字に間違いがなければ、当時の天皇は持統天皇である。ところで、実は法隆寺に皇室から財物を貢献したことを考えた前節の法⑤でも述べたが、持統天皇が同天皇八年に藤原宮に遷都するまでは、天武天皇の宮におられたことから、天武天皇と同じく飛鳥浄御原宮御宇天皇と称されたが、遷都以降は藤原宮御宇と称されることになる。

大⑦①②は平城宮御宇天皇が養老六年(七二二)十二月七日に秘錦大灌頂一具と供養具二十口を納めたとある。平城宮御宇天皇は養老六年当時の天皇であるから元正天皇のことである。この日は母の元明天皇の一周忌にあたり、前節の法⑦①②に記したように十二月四日に法隆寺に皇室からあらたに制作の仏具などを献納しているが、大安寺には元明天皇の一周忌法要の結願にあたる日に、皇室は大安寺に秘錦大灌頂一具、供養具を献上しているのである。

大⑧⑧は平城宮御宇天皇養老七年(七二三)三月二十九日に一切経一五九七巻を納めたとある。天皇は大⑦⑦と同じく元正天皇である。

『法隆寺資財帳』及び『大安寺資財帳』によって、皇室から両寺に様々な宝物が献上されていることが確認できた。献上の理由は、その時々、天皇の病の回復を願って施入したもの、崩御し

た天皇や皇太子の一周忌などに際して、天皇や近親の皇親たちが、それぞれの方の冥福を祈念して經典や幡を造り、あるいは仏像を造って、法隆寺や大安寺に施入されたものである。ここではたまたま法隆寺と大安寺の例を提示したが、中には京内の著名な大寺にも献上しているが、今は省略する。

次に章を改めて、『国家珍宝帳』にみえる宝物のうち、天平元年以前から存した宝物について検討する。

(以下、次号)

注記

(1) 拙著『正倉院と日本文化』(吉川弘文館 歴史文化ライブラリー 49 一九九八年)。

(2) 細川晋太郎『正倉院宝物にみる百済との関わり』(忠清南道・忠清南道歴史文化研究院 『日本のなかの百済』—近畿地域— 二〇一七年)。

(3) 『国家珍宝帳』の文は正倉院事務所編『正倉院宝物』3 北倉Ⅲ(毎日新聞社 一九九五)による。以下、『国家珍宝帳』のほか『東大寺献物帳』の本文を引用する場合は、同上書によるが、原文と読み下し文を併記することにした。

(4) 『日本書紀』(岩波書店刊日本古典文学大系)、『続日本紀』(岩波書店刊新日本古典文学大系)による。

(5) 『続日本紀』の養老六年十二月庚戌(十三日)条の注釈を参照。

(6) 『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』は竹内理三編『寧楽遺文』による。皇室より法隆寺や大安寺に仏具等を献上する際、「奉造(而)請坐者」「敬造(而)請坐者」、あるいは「納賜」者などの語が用いられている。内藤栄は『薬師寺金堂条における流記引用について』(『鹿園雑集』第15・16号)において、これらの用語を解説している。参照されたい。

(7) 『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』は竹内理三編『寧楽遺文』による。

(8) 注(4)参照。